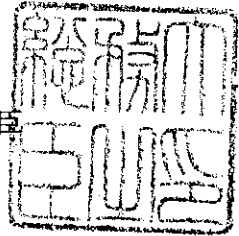


総政企第 396 号
平成19年10月5日

統計委員会委員長 殿

総務大臣



諮問第1号

平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について（諮問）

標記について、平成19年9月20日付け総統勢第180号により総務大臣から別添「住宅・土地統計調査に係る承認について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について)

1 調査の目的等

住宅・土地統計調査(指定統計第14号を作成するための調査)は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

住宅・土地統計調査は、昭和23年以来5年ごとに実施してきた住宅統計調査の調査内容等を前々回調査時(平成10年)に変更したものであり、平成20年調査は13回目となる。

2 本調査の改正の趣旨

住宅・土地統計調査については、国の住宅・土地に関する供給量の確保から質の確保という施策の転換に対応させた調査内容とすること、また、近年の個人情報に関する国民の意識の高まりを踏まえ、国民の調査への協力を得られるような調査方法とすることが課題となっており、これらの課題への対応を図るため、平成20年調査において調査事項、調査方法等の変更を行う。

3 改正内容

(1) 調査事項の変更

ア 住宅の維持管理、住宅の安全性に関する調査事項の追加

住宅建設計画法(昭和41年法律第100号)が廃止され、住生活基本法(平成18年法律第61号)が制定されたことに伴い、住宅建設五箇年計画に替わり「住生活基本計画(全国計画)について」(平成18年9月19日閣議決定)が策定され、住宅・土地についても供給量の確保から質の確保へと施策が転換されることとなった。こうした中、統計に対する需要も変化してきており、これに対応するため、「腐朽・破損の有無」や「改修工事」等の住宅の質に関する調査事項を追加する。

イ 正確な調査が困難又は必要性が低下した調査事項の廃止

民営賃貸住宅の所有者に関する「個人所有」と「法人所有」の別など、正確な調査が困難な調査事項や、国、都道府県等の調査結果の利用機関に需要を照会した結果、必要性が低下したと考えられる「駐車スペース」などの調査事項を廃止する。

ウ 把握内容の充実、報告者の負担軽減の観点からの設問形式の変更

公営住宅や特定優良賃貸住宅に関する施策の立案等のために把握内容の充実を図る必要があることから、調査事項「世帯全員の1年間の収入(税込み)」について、階級区分を細分化する。また、報告者の負担軽減の観点から、調査事項「通勤時間」の

設問について、実数を記入させる形式から選択肢を選択させる形式に変更する。

(2) 調査方法の変更

ア 調査単位区数等の変更

市町村合併、大規模市の政令市への移行に伴い、調査単位区数を約213,000から約208,000に変更する。

これに伴い、調査対象数が約360万住戸・世帯から約350万住戸・世帯に、調査票乙（現住居以外の住宅及び土地の保有状況に関する調査事項を含む調査票）の対象数が約55万住戸・世帯から約50万住戸・世帯に変更される。

イ 調査票の設計の変更

封入した調査票の回収やインターネット申告等、今後の調査票回収方式の多様化に対応するとともに、調査員・市区町村職員の事務負担の軽減を図るため、従来の調査票のうち、他計調査を行う調査項目（建物に関する項目）の部分を建物調査票として分離する。

ウ 実地調査に係る業務の民間事業者への委託

「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）に基づき、市区町村において実地調査に係る業務を民間事業者に委託できるようにする。

エ 一部地域におけるインターネット申告併用の試行

夫婦共働き世帯など不在にしがちな世帯が多いといった地域特性等を勘案し、一部の市区町村において、インターネット申告ができるようにする。

オ 立入検査又は関係者に質問できる調査事項の追加

建物の腐朽・破損の有無を調査員等の他計による調査項目として追加することに伴い、当該調査項目を、調査員等が立入検査し、又は関係者に質問できる調査項目に追加する。

カ コールセンターの設置

増加する調査対象世帯からの一般的な照会対応等を行い、調査員の事務負担軽減を図るため、コールセンターを設置する。

3 審査の結果

上記の平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画については、別添の審査の結果のとおり承認することが適当と認められる。

なお、本件は、平成20年住宅・土地統計調査の実施計画について、統計調査実施部門の長たる総務大臣から統計基準・審査担当の長たる総務大臣に、統計法第7条第2項に基づく申請がなされ、これを審査した結果承認するに当たり、統計基準・審査担当の長たる総務大臣から統計委員会委員長に諮問するものである。

審 査 の 結 果

(平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について)

1 審査の観点

住宅・土地統計調査(指定統計第14号を作成するための調査、以下「本調査」という。)については、以下の観点から審査することとしている。

調査事項等が統計を作成する目的に照らして必要かつ十分なものであること
調査計画の合理性や報告者負担の軽減の観点から問題がないこと
指定統計を中心とする他の統計調査との間の重複が合理的と認められた範囲を超えていないこと

2 本調査の基本的部分についての審査

本調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

本調査は、調査事項等の基本的部分については前回の調査からの変更はなく、上記1の から の観点に照らして問題はないものとする。

3 改正部分についての審査

今回の調査における主な改正部分について、以下のとおり上記1の から の観点から審査した。

(1) 調査事項等が統計を作成する目的に照らして必要かつ十分なものであるか

ア 住宅の維持管理、住宅の安全性に関する調査事項の追加

住宅・土地に関する施策の転換等の統計需要の変化に対応して、住生活関連諸施策に必要な基礎資料を得るために調査事項の充実を図るものであり、今回の調査における「腐朽・破損の有無」、「改修工事」などの調査事項の追加は、本調査の目的に照らして必要かつ十分なものであり、妥当と考えられる。

なお、調査事項の追加は、調査結果の利用者の意見及び有識者の知見を基にしている。

イ 正確な調査が困難又は必要性が低下した調査事項の廃止

適切な集計ができない調査事項である「民営賃貸住宅の所有者」及び住生活関連諸施策の基礎資料としての必要性が低下した「駐車スペース」などの調査事項を廃止するものであり、本調査の調査事項を調査の目的に照らして必要かつ十分な範囲に収めるものであることから、妥当と考えられる。

ウ 把握内容の充実の観点からの設問形式の変更

調査事項の「世帯全員の年間収入」について設問中の階級区分の細分化を行うものであり、施策の立案のための把握内容の充実が図られてより適切な集計が可能となる。したがって、この設問形式の変更は、本調査の目的に照らして妥当と考えられる。

(2) 調査計画の合理性や報告者負担の軽減の観点から問題はないか

ア 報告者の負担軽減の観点からの設問形式の変更

調査事項の「通勤時間」について設問を実数を記入する形式から選択肢を選択させる形式に変更するものであり、報告者の負担が軽減されることから妥当と考えられる。

イ 調査単位区数等の変更

調査単位区数については、市町村合併及び大規模市の政令市への移行に伴い、従来と同じ標本設計の考え方で調査に必要な調査単位区数を積算し直して変更するものであり、また、調査対象とする住戸・世帯数については、調査単位区数の変更に応じて変更するものである。

これらの変更を行っても、従来と同様の調査結果の精度を維持できるものであることから、妥当と考えられる。

ウ 調査票の設計の変更

従来の調査票のうち建物に関する調査員の他計部分を分離することとしているが、これは、封入された調査票の回収割合が増加してきている傾向があり、また、後述のとおり一部地域でインターネット申告が任意で実施され、調査員が回収後の調査票に記入・確認を行えない場合が増加することに対応するために行うものである。

調査票の分離により、当該他計部分の調査を支障なく行えるようになり、調査員・市町村職員の事務負担の軽減が図られることから、妥当と考えられる。

エ 実地調査に係る業務の民間事業者への委託

市町村が業務の一部又は全部を民間事業者へ委託できるようにするものであり、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月閣議決定）において、統計調査の実施調査、集計等の事務については、統計の質の維持・向上を図りつつ原則として民間開放を着実かつ速やかに実施することとされていることを受けて実施するものであることから、妥当と考えられる。

カ 一部地域におけるインターネット申告の併用

不在がちな世帯が多い一部の市区町村においてインターネット申告ができるようにするものであり、回答方法の多様化を図るものであることから、妥当と考えられる。

コ コールセンターの設置

民間事業者に、増加する調査対象世帯からの一般的な照会対応等を行わせるものであり、調査員・市町村職員の事務負担軽減を図るものであることから、妥当と考えられる。

(3) 指定統計を中心とする他の統計調査との間の重複が合理的と認められた範囲を超えていないか

承認統計調査である国土交通省の住宅需要実態調査について、国土交通省との間で協議し、調査事項を整理して重複を可能な範囲で是正しており、他の統計調査との間の重複は合理的と認められる範囲を超えていないと考えられる。

3 審査の結果

以上の1及び2のとおり、総合的に判断した結果、今回の調査の実施については承認することが妥当と考える。

なお、本調査については、統計審議会における前回の答申において、別添のとおり、調査事項の見直し等について今後の課題が指摘されているが、何れの課題についても対応しているものとする。

統計審議会の住宅・土地統計調査に係る前回答申における指摘事項（概要）

1 調査事項等の見直し

【課題】

住宅に関する調査事項について、住宅の性能や居住の快適さといった事項も含め、住宅の質に関する事項を更に充実する方向で幅広く検討（住宅や住環境に対する居住者の評価等を調査している住宅需要実態調査（国土交通省：承認統計調査）との関係も含めて検討）

評価

国、都道府県等、調査結果の利用機関への照会及び有識者による検討を経て住宅の質に関する調査事項の充実等を図るとともに、住宅需要実態調査を所管する国土交通省との協議を経て同調査との調査事項の重複を是正しており、課題に対応していると考える。

【課題】

ロングフォーム調査票による調査について、調査内容が多く、調査客体への負担が大きいことから、前回及び今回の調査結果を踏まえ、結果利用上の必要性を十分吟味するなど、引き続き調査の効率化を検討

評価

調査事項の量は従来と同様であるが、これは、ロングフォーム調査票（調査票乙）の調査事項の削減について検討したが、同時に住宅政策の転換により国土交通省から調査事項の追加を求められたためであり、やむを得ないものと考える。

2 GISの活用

【課題】

居住環境に関する事項について、調査結果とGIS（地理情報システム）とをリンクさせれば、保育所や学校までの距離等更に多様な情報の提供が可能と考えられることから、今後のGISの整備状況を踏まえつつ、本調査結果とGISとのマッチング利用について検討

評価

平成15年の調査結果について、有用性の高いと考えられる学校、交通機関等のGISデータとのマッチングを行い、調査対象の住宅と学校等との間の距離を集計・公表し、20年の調査結果についても同様の公表を行うこととしており、課題に対応していると考える。

3 世帯のとりえ方

【課題】

本調査は、住宅と世帯との関係を見る上で最大規模の標本調査であり、重要な情報を提供するものであることから、同一住居及び同一生計を基準とする世帯のよりの確なとりえ方を、本調査結果の分析等を通じ、今後とも幅広く検討

【評価】

世帯のとりえ方は、統計調査一般に共通するものであることから、統計調査等業務最適化推進協議会の調査項目標準化専門部会における調査事項の定義の標準化の対象として、平成19年度末までに結論を得る計画に基づき、政府全体としての検討が行われているところであり、課題の趣旨に沿った対応が図られているものとする。

平成20年住宅・土地統計調査の概要（案）

調査の目的

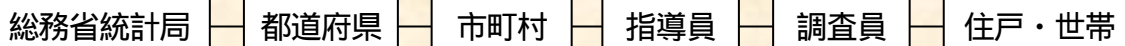
住宅、土地の保有状況及び世帯の居住状況等の実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにする。

本調査は、昭和23年以来5年ごとに実施しており、平成20年調査は13回目に当たる。

調査の概要

調査期日	平成20年10月1日現在
調査対象	全国約21万調査区、約350万住戸・世帯
抽出方法	層化2段抽出法
調査事項	建物の構造、住宅の建て方、種類、建築時期、建築面積、敷地面積、床面積、設備に関する事項、所有の関係、世帯の種類、世帯構成など
調査の方法	調査員が調査票を配布・収集
調査票の種類	調査票甲 ~ 世帯及び現住居に関する調査票（約300万世帯） 調査票乙 ~ 調査票甲に現住居以外の住宅・土地に関する事項を加えた調査票（約50万世帯） 建物調査票 ~ 建物に関する調査票（調査員が建物を外観から把握し作成）

調査の流れ



結果の公表

主な結果	住宅総数、空き家率、持ち家率、バリアフリー率、世帯が保有する土地 等
集計地域	全国・大都市圏・都市圏・都道府県・市区・人口1万5千人以上の町村
公表時期	調査実施翌年の夏ごろ速報を公表

結果の利用

国及び地方公共団体における「住生活基本計画（平成18年9月閣議決定）」の成果指標
国及び地方公共団体における「新総合土地政策推進要綱（平成9年2月閣議決定）」に基づく土地利用計画の整備・充実のための基礎資料

国及び地方公共団体における大都市圏整備計画、住宅マスタープラン、防災計画、公営住宅建設計画等の行政施策及び国土交通白書、環境白書等における分析のための基礎資料 等